

公 告

件 名 : 事務機器（シュレッダー）賃貸借契約に係る一般競争入札の公告

沖縄県が発注する事務機器（シュレッダー）賃貸借契約について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年12月15日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 事務機器（シュレッダー）の賃貸借契約
- (2) 機 器 等 事務機器（シュレッダー）賃貸借契約仕様書による
- (3) 契約期間 令和4年3月1日～令和9年2月28日
- (4) 納 入 先 入札説明書及び仕様書による

2 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、競争入札参加資格名簿に登録されている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件契約に関する入札公告のあった日から入札の日までの間に沖縄県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (6) 事務機器の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (7) 主たる業務（事務機器賃貸借契約）を再委託しない者であること。

3 競争入札参加資格者名簿の登録方法

本件に係る入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接または書留郵便で提出すること。

- (1) 入札参加資格申請書類
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書（別添様式第1号）
 - イ 法人にあたっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ウ 個人にあたっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書、利益処分案を含むこと）
 - オ 申請する日前に直近3年間の法人事業税及び法人県民税に関し未納がないことを示す証明書
 - カ 消費税に関し未納がないことを示す証明書
 - キ 事務機器の賃貸及び販売に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類

(2) 申請書の受付期間

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載

ア 持参する場合

日 時 : 令和3年12月15日(水)から令和3年12月24日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)午前9時から午後5時まで
の間

場 所 : 沖縄県南部土木事務所 庶務班

イ 郵送等による場合

令和3年12月24日(金)の午後5時までに必着

(3) 申請書等に使用する言語等

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨とする。

4 資格審査結果の通知

資格審査結果は、郵送により通知する。

5 資格の有効期間

この広告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号または名称
- (2) 住所または所在地
- (3) 氏名(法人にあっては代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては資本金
- (6) 電話番号

7 資格の取り消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が、入札参加資格要件に該当しないこととなった場合においては、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

8 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等交付場所
沖縄県南部合同庁舎8階 沖縄県南部土木事務所 庶務班
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和3年12月15日(水)から令和3年12月24日(金)まで
(土曜日及び日曜日を除く)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札・仕様書に関する質問

〒900-0029

沖縄県那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎（8階）庶務班

電話 098-866-1129 FAX 098-866-6906

入札に関する質問は、下記受付期間内に質問書（別添様式第2号）で送付（FAX可）すること。

受付期間（令和3年12月15日（水）から令和3年12月24日（金）まで）

質問事項への回答は、県のホームページ（入札情報）にて掲載する。

9 入札日時及び場所

(1) 日 時

令和4年1月7日（金）午前10時30分

(2) 場 所

沖縄県南部土木事務所 7階 入札室

10 入札保証金

- (1) 本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第100条の規定により、見積もる金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次に該当するときは、入札保証金の全部又は一部納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

11 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

12 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額が予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 落札が無効であるときは、予定価格の範囲内で入札を行った次順位の者を落札者とするすることができる。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。
- (4) 再度の入札に対し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

13 最低制限価格
設定しない

14 その他

- (1) 本件に係る契約は「沖縄県の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る予算の減額または削減があった場合は、県は、当該契約を解除する。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語および日本国通貨
- (3) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。
この場合においては、入札説明書等について疑義があるときは沖縄県南部土木事務所に説明を求めることができる。
ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。